平成２２年（へ）第２４７号
札幌市中央区南六条西十一丁目1285番地共済ビル
申立人　株式会社エーテックエンジニアリング
代表者代表取締役　阿部　篤男
権利を争う旨の申述の終期　平成23年４月26日
平成23年４月27日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＢＡ224395
金額　3,000,000円
支払期日　平成23年２月15日
支払地　東京都港区
支払場所　株式会社みずほ銀行芝支店
振出日　平成22年10月15日
振出地　東京都港区
振出人　株式会社西原衛生工業所　取締役社長　藤島　正純
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＢＡ224396
金額　900,000円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２２年（へ）第２４９号
東京都新宿区西新宿３丁目２番４号
申立人　聖翔株式会社
代表者代表取締役　西山　邦也
申立人代理人弁護士　土屋　文男
同　成田　周平
同　水内　直之
権利を争う旨の申述の終期　平成23年４月26日
平成23年４月27日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ217089
金額　367,500円
支払期日　平成23年３月31日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社みずほ銀行銀座通支店
振出日　平成22年11月30日
振出地　東京都中央区
振出人　株式会社トミタ　取締役社長　冨田　薫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３３９号
東京都調布市布田２丁目47番地２号
債務者　有限会社朝日墓石
代表者取締役　松長　允惠
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩島のり子
４　破産債権の届出期間　平成23年５月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月９日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３４号
沖縄県浦添市仲間１丁目23番５号
債務者　株式会社沖縄施工
代表者代表取締役　仲里　敏弘
１　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
４　破産債権の届出期間　平成23年５月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１４３号
静岡県三島市梅名403番地の３
債務者　有限会社ハニーシューズ
代表者代表取締役　浅野　興三
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内笹井　明
４　破産債権の届出期間　平成23年５月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月29日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
青森県五所川原市字烏森528番地
債務者　有限会社東洋水道
代表者代表取締役　山口　学
１　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　史行
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月15日午前11時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
東京都大田区東矢口１丁目１番11号
債務者　株式会社トイダ
代表者代表取締役　戸井田浩之
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山川　彩
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後２時40分
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０８５号
横浜市鶴見区駒岡４丁目23番12号
債務者　共栄設備株式会社
代表者代表取締役　杉原　則子
１　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑原　康孝
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午後１時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６８号
川崎市幸区南加瀬５丁目２番22号
債務者　有限会社幸製作所
代表者代表取締役　伊藤　幸男
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　正男
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午後２時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
川崎市宮前区菅生２丁目22番20号
債務者　有限会社清光
代表者取締役　清水　一男
１　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　尚
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月11日午前10時15分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
愛知県瀬戸市五位塚町11番地
債務者　髙島化学工業株式会社
代表者代表取締役　髙嶋　康生
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　亮爾
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８５０号
愛知県瀬戸市五位塚町11番地
債務者　株式会社髙島セラリアル
代表者代表取締役　髙嶋　康生
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　亮爾
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月27日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０号
徳島市出来島本町４丁目11番地
債務者　株式会社ベストワーク
代表者代表取締役　吉崎　泰夫
１　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀧　誠司
４　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月13日午後１時30分
徳島地方裁判所民事部